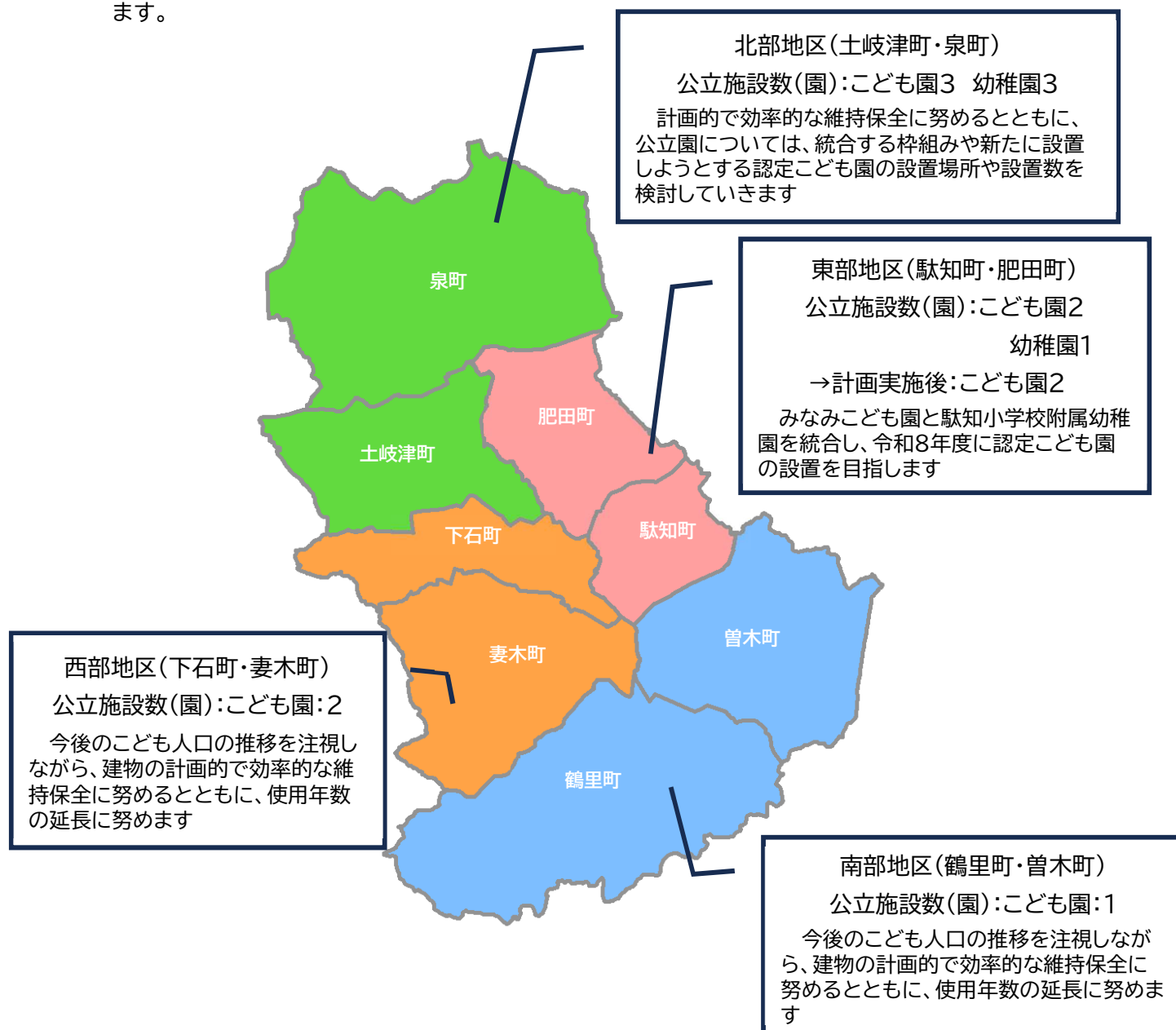


教育・保育施設の整備

本市では長い間、小学校入学前の一年間を附属幼稚園で過ごすことが慣例となっていました。近年では学区、居住地区にとらわれず、近隣地区の施設を選択する保護者が増えています。

こうしたことから今後の施設整備の方向性を検討するうえで、従来までの8町を単位とした地区で考えるのではなく、市全体を北部、西部、南部、東部の4つの地区に分けて検討していくものとします。



土岐市こども計画 概要版

発行日 令和7年3月
発行者 土岐市 健康福祉部 こども家庭課
〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101
電 話 0572-54-1111 (代表) F A X 0572-54-7062
U R L <https://www.city.toki.lg.jp/>

案

土岐市こども計画

令和7年度～令和11年度

土岐市こども計画とは

今までの計画

令和2年3月に「第2期土岐市子ども・子育て支援事業計画」を作成し、全ての子育て家庭に対して包括的・継続的な子育て支援と、社会全体で取り組む環境の整備に取り組んできました

- 子育て中の保護者の目線を意識した計画
- 対象はこどもの誕生前から小学生ぐらいまで
- 子育て支援についての内容が中心

新しい計画

こどもの健やかな育ちと保護者への子育て支援、こども・若者に対する横断的な支援を社会全体で支援する環境を整備し、総合的に推進していきます

こども・若者のための計画

- こども・若者の目線を意識した計画
- 対象はこどもの誕生前から乳幼児期、学童期・思春期、青年期、大人
- こども・若者がまんなかとなる社会の実現

計画の期間

土岐市こども計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
計画最終年度までに計画の見直しおよび評価を行い、次期計画を策定します。

基本的な視点・目指す姿

だれもが安心してこどもを生み、子育てに喜びや楽しみを感じられる社会、こども自身が
健やかに育つことのできる社会、若者が生き生きと生活できる社会を築いていくためには、行政だけでは
なく、家庭や地域など本市に住むすべての人・組織が、それぞれの立場、それぞれの特性に応じた役割を
果たし、こども・若者、そして子育て当事者を社会全体で支え、互いに協力・連携して主体的に取り組ん
でいく必要があります。

本計画では以下3つの基本的な視点で、それぞれの施策に取り組んでいきます。

- ①こども・若者の今とこれからを守る視点
- ②すべてのこども・若者を育む視点
- ③地域や社会全体でこども・若者、子育て当事者を支える視点

子育て関連施策の展開

基本目標 1 子育てしやすい環境づくり・サービスの充実	基本目標 2 子育て当事者への支援	基本目標 3 配慮を必要とするこどもや家庭への支援	基本目標 4 こどものすべてのライフステージにおける 施策の推進
(1)相談支援体制の充実 ●すべての子育て世帯が妊娠・出産・子育て期を通じて適切な助言や公的サービスを受けることができるよう、相談体制の充実を図ります (2)こどもの安全・安心の確保 ●幼少期から交通ルールを守ることの大切さを教え、交通事故防止に努めるとともに、こどもたちの安全を守るため、通学路の安全点検や地域の防犯活動に取り組みます (3)幼稚園教諭・保育士・保育教諭の確保と資質向上 ●安定的な保育の実施と多様な保育ニーズへの対応のため、幼稚園教諭、保育士および保育教諭の確保に努めます。また、質の高い教育・保育を提供するために、保育士等にはより一層の資質向上が求められていることから、研修体制の充実を図り、職員の資質向上に努めます (4)教育・保育施設、子育て支援施設の整備 ●こどもの最善な利益を第一に考えながら、こどもたちが安全・安心に過ごすことのできる教育・保育環境の整備を行うとともに、こどもたちの健やかな成長を図る児童館等について整備等の機能・性能維持に努めます	(1)子育て世帯への経済的支援 ●子育て世帯への負担軽減を図るため、各種手当等により経済的支援を行います (2)分かりやすい子育て情報の提供 ●必要な情報を確実に受け取ることができるよう、さまざまな媒体を活用して、分かりやすい子育て支援情報の提供に努めます (3)子育て講座・教室の充実 ●子育てにかかる知識の習得、悩みの解消や家庭での養育力向上を図る各種講座・教室を開催して、保護者の親育ちを応援します	(1)障がい児福祉の推進・強化 ●障がいなどのあるこどもとその家庭に対して、きめ細かな支援を実施するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を強化し、早期療育への対応、切れ目ない適切な援助や支援に努めます (2)児童虐待防止の強化 ●児童虐待を防止するため、相談体制の充実や連携体制の強化、発生予防、早期発見、早期対応等、要保護児童対策に取り組みます (3)ひとり親家庭等の支援の推進 ●子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、ひとり親家庭等の安定と自立に向けた総合的な支援を推進します (4)こどもの貧困対策 ●生まれ育った環境に左右されることなく、すべてのこどもたちが自分の目標に向かって努力できる環境を整え、貧困による負の連鎖を断ち切ることができるよう、支援に取り組みます (5)外国人家庭への支援 ●習慣や言葉の壁による子育ての不安要素を軽減させるため、的確な情報提供、相談体制に努めるとともに、日本語の知識や生活のルールを学ぶことで安心して生活できる環境づくりに努めます	(1)こどもを生み育てることができる社会の推進 【こどもの誕生前から幼児期まで】 ●こどもを生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までのこどもの成長を支える教育・保育の充実を図ります (2)こどもが成長できる社会の推進 【学童期・思春期】 ●こどもが夢や希望を持ち、自己肯定感を高めることができる環境づくりに取り組みます (3)若者が自立できる社会の推進 【青年期】 ●就労支援などの取組を行うとともに、結婚を希望する方への支援や、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります



計画の基本理念

守ろう 笑顔 育てよう 豊かなころ
みんなでつなぐ ときの未来

土岐市でこどもを生み、育て、生活していくことに喜びや生きがいを感じることができるような子育て・生活環境をつくるためには、社会全体で協働して子育て・若者支援に取り組むこと、多様なニーズをとらえながら、こどもの誕生前から乳幼児期、学童期・思春期、青年期へと途切れのない包括的な支援を行う仕組みが求められます。

これらを踏まえ、こどもの健やかな育ちと保護者への子育て支援、こども・若者に対する横断的な支援を社会全体で支援する環境を整備し、総合的に推進していきます。